

むうふう会員規約

特定非営利活動法人こころんプロジェクト

2018年11月1日改定

第1条（会員の定義）

1. 「むうふう」会員（以下「会員」といいます）とは、特定非営利活動法人こころんプロジェクト（以下「当法人」といいます）が、発達障害を持つ、または発達障害のグレーゾーンにある満18歳以下の子どもの母親の為の会員制度「むうふう」（以下「むうふう」といいます）のサービスおよび特典を受けるために、本規約に同意の上、当法人所定の手続きにより入会を申込み、当法人が入会を承諾した母親のことをさします。

2. 会員専用サービスとは、次の各号の全部または一部をさします。

（1） むうふう主催「セミナー」、および「イベント」のメール案内

3. 会員特典とは、次の各号の全部または一部をさします。

（1） むうふう主催有料セミナー受講料 30%割引

（2） むうふう主催有料セミナーの受講料 3,000円毎に1ポイント付与し、5ポイントでむうふう主催セミナー、又は当法人の提携先であるAGヒューマンサービス株式会社における心理カウンセリングで利用できる1,000円相当のクーポンの提供

第2条（入会資格）

本会員制度への入会資格は、東京都、千葉県、埼玉県および神奈川県に在住の発達障害を持つ、または発達障害のグレーゾーンにある満18歳以下の子どもをもつ母親とします。

第3条（入会の申込み方法）

1. 次の各号の順番に従い、入会手続きを行います。

（1） 入会希望者は、当法人が企画運営するインターネット上のHP<www.cocoron-pj.com>（以下「サイト」といいます）の入会申込みフォームに必要事項を記入の上、送信します。

（2） 入会フォームの受信ならびに内容確認後、当法人より3営業日以内に入会希望者に対し、入会金、支払い期日および指定銀行口座を記載した「請求書」を電子メールに添付する形式で送信します。

- (3) 入会希望者は、当法人より発信された「請求書」にもとづき、入会金全額を指定銀行口座に振込みます。この場合、入会金の分納は認められません。
 - (4) 当法人は、入会金全額が指定銀行口座へ振込まれたことを確認次第、3営業日以内に入会希望者に対して「会員証」と関係書類一式を普通郵便にて発信します。
 - (5) 当法人から入会希望者への「会員証」の発信日をもって、入会（会員契約成立）とします。
2. 次の条件のいずれかに該当する場合、当法人は入会の申込みを承諾しないことがあります。
- ・ 申告した登録内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合
 - ・ 過去に本規約違反等により強制退会させられていることが判明した場合
 - ・ その他当法人が会員として不適切と判断した場合

第4条（会員契約の継続）

1. 会員契約の継続は、本規約に定める会員資格を満たしているかぎり、自動更新となります。

第5条（会員資格の失効）

会員登録は、次の各号に該当した場合に失効するものとします。

- (1) 所定の退会手続きがおこなわれた場合。
- (2) 会員の子どもの年齢が、4月2日時点で、満19歳以上となる場合、自動的に4月1日をもって退会とします。この場合、退会手続きは必要ありません。

第6条（会員証他の管理・保管）

1. 会員は、自己の責任において会員証を管理・保管し、これを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。
2. 会員は、会員証の紛失、盗難、もしくは第三者の使用が判明した場合、直ちにその旨を本規約第17条に記載されている連絡窓口連絡し、当法人からの指示に従うものとします。

第7条（会員証の共用・貸与の禁止）

会員証は会員証に記名された会員本人のみ利用できるものとする。会員の親族であっても共用することはできません。また、一切の権利を第三者に譲渡・貸与することは認められません。会員

は会員証を受領後、直ちにその署名欄に自署するものとし、会員特典を利用する際に自署のない会員証は無効とします。

第8条（登録情報の変更）

1. 会員は、氏名・住所等の登録情報に変更が生じた場合、すみやかに当法人に申出るものとし、当法人の指示に従い登録情報の変更を行ってください。
2. 会員が登録情報の変更を申出た場合、変更を申出た者が会員本人であることを、当法人は確認を行います。本人確認ができない場合、当法人は、登録情報変更の申出を受付けないことがあります。

第9条（電子メールによるお知らせ、情報案内）

会員は、会員登録の完了と同時に、当法人より次の電子メールを受け取ることを予め承諾したものとします。

- ・ サービスおよび特典の追加、変更・中止等に関する重要なお知らせ
- ・ その他、「むうふう」の活動に関する情報の送付

第10条（退会・除名）

1. 会員自身が退会を希望する場合は、第18条の連絡窓口まで申出、当法人より送付する退会申請書に必要事項を記入し、郵送にて提出するものとします。退会申請書に内容の不備がない場合、当法人が退会申請書を受理した時点をもって退会が成立したものとします。退会の成立をもって、第1条のサービスおよび特典の利用が停止されます。
2. 会員が次の各号いずれかに該当する場合、当法人は会員の除名措置をとることがあります。
 - (1) 会員の登録内容に虚偽があり、むうふう主催セミナーの会員向けサービスの運営、および会員特典の提供上支障が生じた場合
 - (2) 会員の登録内容に変更が生じたにもかかわらず所定の届出がなく、むうふう主催セミナーの運営、および会員特典の提供上支障が生じた場合
 - (3) 会員証を第三者に譲渡・貸与した場合
 - (4) 手段の如何を問わず、「むうふう」の運営を妨害した場合
 - (5) 本規約に違反した場合

(6) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

3. 当法人の除名措置により、会員に何らかの損害が生じたとしても、当法人は一切の責任を負いません。

第11条（個人情報の収集・保護）

1. 当法人は、別途定めるプライバシーポリシーに則って、個人情報の取得、および管理を行います。

2. 入会希望者および会員は、入会申込みフォームを送信した時点をもって、当法人プライバシーポリシーに同意したものとします。

第12条（免責事項等）

1. 天災地変、通信回線障害等の不可抗力および当法人が必要と判断した場合、会員に事前通知なく一時的にむうふう主催セミナー、会員向けサービス、および会員特典の提供を中止することがあります。

2. 当法人は、会員がむうふう主催セミナーを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性において一切の責任を負いません。

3. 会員は、自分の会員証を責任をもって管理するものとします。インターネット上に会員番号が記載された会員証券面の画像を掲載する等、会員の過失により会員に何らかの損害が生じた場合、当法人は一切の責任を負いません。

7. 会員の登録情報に変更が生じた場合であって、変更登録がなされなかったことにより生じた損害については、当法人は一切の責任を負いません。

8. 当法人は、会員間における個人情報の交換を禁止しません。但し、それにより会員に何らかの損害が生じた場合、当法人は一切の責任を負いません。

9. 当法人が提供するセミナー以外の場で生じた会員間の問題については、当法人は一切の責任を負いません。

第13条（著作権）

当法人が、当法人提供セミナー等サービスに対し自らが発信、提供した情報（以下「会員提供データ」といいます）に著作権が発生した場合、会員は当法人が当該権利を無償かつ非独占的に使

用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、翻訳、改変、第三者への使用許諾等）することを許諾するものとします。また、会員は会員提供データに対し、著作者人格権を行使しないものとします。

第14条（規約の変更）

当法人は、30日以上の予告期間において当法人HPにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されます。なお、最新の規約については、当法人HPにアクセスするか、当法人へ直接問合せを行い確認してください。

第15条（責任の制限）

本会員制度に関連する会員の損害賠償請求に対する当法人の損害賠償責任は、入会金を上限とします。

第16条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 当法人が提供するセミナー等に関連して会員と当法人の間で問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第17条（連絡窓口）

「むうふう」に関する問合せ窓口は、次のとおりとします。

特定非営利活動法人こころんプロジェクト

事務局・むうふう担当者

〒104-0061 東京都中央区銀座 3-11-19 エスティメゾン銀座 1008

電話番号 03-5565-4177

FAX 番号 03-5565-4188

電子メールアドレス info@cocoron-pj.com

受付時間：10：00～20：00（年末年始、夏季休暇、土日祝祭日を除く、平日）

特定非営利活動法人こころんプロジェクト

理事長 中里文子

初版制定：2017年5月8日

第2版改定：2017年6月28日

第3版改定：2017年12月4日

第4版改訂：2018年11月1日